

## 仙台市明るい選挙推進協議会規約

(平成 20 年 3 月 28 日議決)

(目的)

第 1 条 この協議会は仙台市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)及び関係機関と連携協力して、本市における明るい選挙の推進を図ることを目的とする。

(名称)

第 2 条 この協議会は、仙台市明るい選挙推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(事務所)

第 3 条 協議会の事務所は、委員会事務局内に置く。

(事業)

第 4 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 選挙の啓発活動に関すること。
- (2) 明るい選挙に関する調査研究に関すること。
- (3) 明るい選挙推進指導者の養成に関すること。
- (4) その他協議会の目的に関して必要な事業に関すること。

(組織)

第 5 条 協議会の委員は、18 名以内とし、次のうちから協議会が委嘱した委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 報道機関関係者
- (3) 区明るい選挙推進協議会から推薦された者
- (4) その他協議会が適当と認めた者

2 委員の任期は、委嘱を受けた日から、翌々年に次期委員が就任するまでの期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠による委員の任期は、原則として前任者の残任期間とする。

(役員)

第 6 条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
  - (2) 副会長 3 名以内
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
  - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
  - 4 副会長は、会長を補佐する。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した副会長がその職務を代理する。
  - 5 会長及び副会長の任期は、委員の任期の期間とする。ただし、再任を妨げない。
  - 6 会長及び副会長が任期終了前に欠けたときは、欠員が生じた直後に開催される第 8 条に規定する総会において補欠する。ただし、補欠された会長及び副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 協議会の事業実施に関し、必要な助言及び協力を得るため、協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、第8条に規定する総会を経て会長が委嘱する。

(総会)

第8条 協議会の総会は、定例会及び臨時会とし、会長が招集する。

2 定例会は、年1回招集し、次の事項を決定する。

(1) 事業計画及び実施方針

(2) その他協議会運営に関し必要と認める事項

3 臨時会は、会長が必要と認めるとき招集する。

(総会の運営)

第9条 総会の議長は、会長が務める。

2 総会の定足数は過半数とする。ただし、委任状による出席も含める。

3 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 総会には、意見を聴取するため、委員以外の者を出席させることができる。

(小委員会)

第10条 協議会に、第4条の事業の円滑かつ効果的な遂行をはかるため、必要に応じ小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

(規約の改正)

第11条 規約の改正は、総会において行う。

(事務)

第12条 協議会の事務は、委員会事務局があたる。

(補足)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

(仙台市明るい選挙推進協議会規約の廃止)

仙台市明るい選挙推進協議会規約(平成元年6月16日議決)は、廃止する。

附 則(平成16年5月26日改正)

この改正は、平成16年5月26日から施行する。

附 則(平成18年5月30日改正)

この改正は、平成18年5月30日から施行する。

附 則(平成20年3月28日改正)

この改正は、平成20年4月1日から施行する。